

今般の改訂点

	従来版	改定版
構成	<ul style="list-style-type: none"> I. 温暖化対策 II. 廃棄物対策 III. 推進体制の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> I. 地球温暖化対策 II. 地球温暖化対策以外の対策(廃棄物関連) III. 推進体制の明確化 IV. 業界活動
目標値等	<ul style="list-style-type: none"> I. 温暖化対策 【事業場部門】 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費原単位 (対 延床面積) ・2011年度対比2030年度に5%削減 【輸配送部門】 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費原単位 (対 倉出売上高) ・2011年度対比2030年度に5%削減 II. 廃棄物対策 【食品廃棄物】 <ul style="list-style-type: none"> ・業種別再生利用等実施率 75% ・業種別基準発生原単位 4.78kg/百万円 	<ul style="list-style-type: none"> I. 温暖化対策 【事業場部門】 <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量 ・2013年度対比2030年度に30%削減 【輸配送部門】 <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量 ・2013年度対比2030年度に30%削減 II. 廃棄物対策 【廃棄物】 <ul style="list-style-type: none"> ・発生量を努めて極力削減 【食品廃棄物等】 = 食品ロス発生量 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度対比2030年度に50%削減 ・業種別再生利用等実施率 75% ・業種別基準発生原単位 4.78kg/百万円

【参考】目標値設定等の改訂内容概要

温暖化対策_事業場部門 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準年度：2011年→2013年度 ・削減目標：5% → 30%超 ・数値進捗管理：脱炭素実行計画用と定期報告書用の二種類を管理 ・再生可能エネルギー使用量は今後取得 ・非化石エネルギー使用量は今後取得、管理を目指す
温暖化対策_運輸部門 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準年度：2011年→2013年度 ・削減目標：5% → 30%超 ・数値進捗管理：脱炭素実行計画用と定期報告書用の二種類を管理 ・EV (BEV,HV,PHEV,FCV)、EV用急速充電器の導入実績は今後取得 ・非化石エネルギー使用量は今後取得、管理を目指す
温暖化以外対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準年度：2011年→2020年度 ・対象数値：食品廃棄排出総量 (廃棄 + 再生利用等 = 食品ロス) ・目標値：基準発生原単位 4.78kg/百万円 → 発生量50%超 ・数値進捗管理：基準発生原単位 4.78kg/百万円 以下を継続して維持

低炭素社会実行計画(農林水産省所管業界のみ)

具体的内容

各業界が自主的に削減目標を設定し、その実現のためエネルギー効率の向上等による排出削減対策等を通じて温室効果ガスの排出削減を図る。

計画策定主体別の目標・進捗状況(19業種)

※ 9業種で2030年度目標を上回っている。
(2つの目標指標がある場合は、どちらも上回っているもの)

	2030年度目標			
	【目標指標】	【基準年度】	【目標水準】 (基準年度比)	【2021年度実績】 (基準年度比)
日本スターチ・澱粉工業会	CO ₂ 排出量	2013年度	▲ 30.3%	▲ 16%
日本乳業協会	CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲ 38%	▲ 31%
全国清涼飲料連合会	CO ₂ 排出原単位	2012年度	▲ 18%	▲ 18%
日本パン工業会	CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲ 13%	▲ 24%
日本缶詰びん詰レトルト食品協会	エネルギー消費原単位	2006年度	▲ 19%	▲ 18%
日本ビート産業協会	エネルギー消費原単位	2010年度	▲ 15%	▲ 18%
日本植物油協会	CO ₂ 排出量	2013年度	▲ 6.5%	▲ 6%
	CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲ 6.5%	▲ 6%
全日本菓子協会	CO ₂ 排出量	2013年度	▲ 17%	▲ 10%
	CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲ 17%	▲ 30%
精糖工業会	CO ₂ 排出量	2013年度	▲ 22%	▲ 26%
日本冷凍食品協会	エネルギー消費原単位	2013年度	▲ 15.7%	▲ 6%
日本ハム・ソーセージ工業協同組合	エネルギー消費原単位	2011年度	▲ 17%	▲ 7%
製粉協会	CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲ 32.1%	▲ 25%
全日本コーヒー協会	CO ₂ 排出原単位	2006年度	▲ 25%	▲ 51%
日本醤油協会	CO ₂ 排出量	1990年度	▲ 23%	▲ 30%
日本即席食品工業協会	CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲ 10%	▲ 5%
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会	CO ₂ 排出量	2012年度	▲ 21.7%	▲ 29%
	CO ₂ 排出原単位	2012年度	▲ 17.9%	▲ 32%
日本製菓工業会	エネルギー消費原単位	2006年度	▲ 12%	▲ 11%
日本加工食品卸協会	エネルギー消費原単位	2011年度	▲ 5%	▲ 20%
日本フードサービス協会	エネルギー消費原単位	2013年度	▲ 13.7%	▲ 15%



※ 糖漬漬は、2021年11月に「糖漬漬低炭素社会実行計画」を「糖漬漬カーボンニュートラル行動計画」に刷新。

出典：農林水産省HP食品産業における低炭素社会実行計画について 2021年度フォローアップ調査結果 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/ondanka/o_zisyu/attach/pdf/index-15.pdf

主要会員企業のサステナビリティ重点課題 (マテリアリティ) 会員企業の統合報告書・コーポレートレポート・CSRレポートより抜粋

【CO2排出量削減】

	基準年度	2030年削減目標	2050年削減目標	対象
旭食品	2021年度	30%	—	Scope1・Scope2
伊藤忠食品	2018年度	40%	—	Scope1・Scope2
加藤産業	2021年度	30%	—	Scope1・Scope2
国分グループ本社	2017年度	30%	100%	—
日本アクセス	2013年度	46%	100%	—
三菱食品	2016年度	60%	100%	Scope1・Scope2

【食品ロス・食品廃棄物削減】

	基準年度	2030年削減目標	削減単位	備考
旭食品	—	—	—	—
伊藤忠食品	2018年度	50%	重量	—
加藤産業	2021年度	50%	金額	「10×20×30食品廃棄物削減イニシアティブ」に参加
国分グループ本社	2017年度	50%	—	—
日本アクセス	2016年度	50%	重量	—
三菱食品	2016年度	50%	重量	—

食品サプライチェーンに於ける 加工食品卸売業の
脱炭素社会実行計画 2030

2024年3月

 一般社団法人 日本加工食品卸協会

はじめに

一般社団法人 日本加工食品卸協会では食品中間流通業である食品卸売業が日常業務を通じて環境問題をよりつよく認識し、その取り組みを進められるよう、業界の環境問題対応指針として、1993年3月に2011年度目標を示した「加工食品卸売業の環境自主行動計画」を策定した。

その後、地球温暖化対応、廃棄物の再資源化等の環境問題が著しく注視され、環境関連法規制も強化されるようになった。

環境問題への取り組みは社会課題解決の一つであり、中間流通業としての存在価値向上につながると当協会は考え、改めて当協会会員企業が個々の計画を検討するためのガイドラインとして、2008年7月に2011年度を目標とした「加工食品卸売業の新環境自主行動計画」を、続けて、2017年度を目標とした「暫定版 新環境自主行動計画」を策定した。

2013年5月には、COP21で採択された「パリ協定」や国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえて国としての地球温暖化対策計画が設定されたのを受け、2020年度を目標年度とした「低炭素社会実行計画」を策定した。

そして今般、世界的なSDGsへの動きや2050年カーボンニュートラルへの対応の機運が高まり、当協会サステナビリティ研究会環境問題分科会に於いて、実行計画記載内容を見直し、「脱炭素社会実行計画2030（仮称）」を公表するに至った。

加工食品卸売業は食品サプライチェーンに於いて欠くべからざる機能として、また、食のライフラインを支える重要産業として、環境問題対応、特に脱炭素社会の実現に向けて、邁進する所存である。

一般社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 晃

目次

はじめに.....	1
I 地球温暖化対策	2
II 地球温暖化対策以外の対策（廃棄物関連）.....	3
III 推進体制の明確化	4
IV 業界活動	5

I 地球温暖化対策

○基本スタンス

「地球の温暖化」について、加工食品業界における中間流通機能の担い手である当業界、就中当協会会員企業は、取引先等関係者との協力の下、温室効果ガス排出量の削減に努める。

なお、対応については「加工食品卸売業に於ける環境問題対応の指針」も参照するものとする。

1. 温室効果ガス排出量の測定

◇温室効果ガス排出量測定の範囲

1) エネルギー起源 温室効果ガス排出量の測定

温室効果ガス排出量を測定するために、化石エネルギー等の消費量の定期的測定と管理を行う。

- * 削減対象とする活動範囲は、省エネ法の事業場部門、及び運輸部門とする。
- * 削減の対象となる化石エネルギー等のエネルギーは、①電気、②液体化石燃料（灯油・軽油・重油・ガソリン等）、③気体化石燃料（各種燃料用ガス）、④蒸気、⑤熱とする。

2) 非エネルギー起源 温室効果ガス排出量の測定

ドライアイスの使用やフロン漏えい等、エネルギーの使用によらない温室効果ガスの排出がある場合は、その数値管理も行うものとする。

2. 温室効果ガス排出量の削減

◇温室効果ガス排出量の具体的削減対策例

当協会会員企業は、化石エネルギー等の消費量の削減に繋がるスローガン及び行動マニュアルを作成し、削減活動を進めるものとする。その際、当協会「加工食品卸売業に於ける環境問題対応の指針」も参考にすること。

オフィス活動及び物流施設では	輸配送活動では
<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ設備の導入 ・ OA 機器、照明器具の省エネ機器への変更 ・ ガラスへの遮光フィルム貼付 ・ 空調の効率運転、設定温度の調整 ・ 不在場所の消灯やエレベーターの使用制限 ・ 営業車両の低公害車導入や効率的な活用等 ・ 物流センター屋根の遮熱塗装塗布 ・ 再生エネルギー（太陽光発電システム等）の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多頻度少量物流システムの効率化 ・ 商品管理システムの見直し ・ N-Torus の導入による荷受け待ち時間の低減 ・ バラ積みからパレット積みへの変更による作業時間の短縮 ・ 検品レスの推進による荷受け待ち時間の低減 ・ 輸送トラックの大型化や積載効率向上による物流効率の改善 ・ 共同化による車両数と延べ走行距離数の削減 ・ 流通経路の短縮や物流資材の使用量の削減 ・ 調達物流の合理化、配達物流の共同配送化 ・ 低燃費車、HEV・PHEV、FCV、バイオ燃料自動車、電気自動車等の導入の要請 ・ アイドリングストップ、急発進抑制等による低燃費運転の励行の要請 ・ エコタイヤ等の採用の要請 ・ 車両稼働前点検の徹底の要請

3. 化石エネルギー等の使用量/化石エネルギー等の消費原単位について

温室効果ガス排出量の削減とともに化石エネルギー等の消費量削減、化石エネルギー等の消費原単位の改善にも努めるものとする。

- * 当協会では、事業場部門では使用面積当たりの化石エネルギー等の消費原単位、輸配送部門では倉出売上高当たりの化石エネルギー等の消費原単位を基準指標として管理を行う。

* 化石エネルギー等の消費原単位の算出方法

・事業場部門

$$\text{化石エネルギー等の消費原単位} = \frac{\text{化石エネルギー等の消費量の原油換算値 (kL)}}{\text{使用面積合計 (百万m}^2\text{)}}$$

・輸配送部門

$$\text{化石エネルギー等の消費原単位} = \frac{\text{化石エネルギー等の消費量の原油換算値 (kL)}}{\text{倉出売上高 (億円)}}$$

4. 目標値

各企業活動に伴う「温室効果ガス排出量（CO₂換算絶対値）」を2030年度に於いては基準年度2013年度に対して30%以上削減を目指す。

また、環境配慮型エネルギーの活用、及び再生可能エネルギーの採用については、その目標値は定めな
いが採用に努めるものとする。

II 地球温暖化対策以外の対策（廃棄物関連）

○基本スタンス

事業所毎に発生するあらゆる廃棄物の発生を抑制し、よりいっそうの再資源化に努める。

また、食品事業者の責務として、食品の廃棄については特段の注意を払い、まだ食べられる食品については有効利用（フードバンク・子ども食堂への寄付等）を行い、それらの措置を行った結果、処分せざるを得ない食品については、「食品廃棄物等多量発生事業者」指定の如何に関わらず、再生利用（リサイクル）に努めるものとする。

1. 廃棄物排出量の測定

事業系一般廃棄物については、排出時での自社測定、廃棄物処理委託事業者からの収集量報告または請求書より排出量を把握する。

また、産業廃棄物については、前述に加え、産業廃棄物管理票（マニフェスト）または電子マニフェスト情報より排出量を把握する。

なお、上記の措置は、有価物（資源物）販売、専ら物、食品再生利用についても準用する。

2. 廃棄物排出量の低減

◇廃棄物排出量の具体的削減対策例

各事業所における廃棄物排出量低減は、下表の措置等により進めることが望ましい。

オフィス活動では	物流活動では
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務消耗品の廃棄物（特に書類）の発生の抑制 ・ コピー用紙の両面印刷及び縮小使用による使用量の削減 ・ 社内封筒の複数回活用の推進 ・ 帳票類の電子化による紙類の使用量の削減 ・ 分別収集（容器、紙等）による資源リサイクルの推進 	<p>【川上（仕入先）への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過剰梱包材/配送資材の廃止依頼 ・ 環境に配慮した配送資材の採用依頼 ・ 伝票レスの推進 ・ 需要予測の仕組みによる在庫コントロール <p>【社内での対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源物の分別徹底（段ボール、廃プラ等） ・ リサイクル業者採用による資源リサイクル推進 ・ 環境に配慮した配送資材の採用 ・ 流通在庫管理による商品の不良化防止 ・ 食品残渣の再生利用 <p>【川下（得意先）への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した配送資材の採用提案 ・ 返品削減のための協業依頼

3. 廃棄物発生原単位について

廃棄物全般に関する発生原単位は設定しないが、食品廃棄物等については、発生抑制の業界自主目標値（業種別基準発生原単位：4.78kg/百万円）に向けて取り組む。

4. 目標値

廃棄物全般に関する廃棄物排出量、及び同原単位は設定しないが、プラスチック廃棄物排出量については、特段の注意を払って削減に努めるものとする。

また、食品関連事業者として、食品廃棄物等の排出量自体の低減を図った上で、食品リサイクル法に定める業種別再生利用等の実施率目標（食品卸売業：75%）を目指すとともに、食品ロス排出量削減については、2030年度までに2020年度対比で50%削減を目指す。

※ 食品ロス排出量 = 食品廃棄物排出量 + 食品再生利用等実施量

Ⅲ 推進体制の明確化

○基本スタンス

本脱炭素社会実行計画に掲げる目標達成のため、各企業内に「環境問題対策」を専任もしくは兼任する部署を設け、その分掌及び権限を明示し、削減計画の策定並びに推進、定量的な進捗管理を行い、地球温暖化対策、及び廃棄物対策の実施に努める。

1. 推進体制

環境問題対策については、可能な限り専門部署を設置することが望ましいが、温室効果ガス、及び、廃棄物の削減については、会員企業内の各事業所に指示や指導ができる部局で計画策定及び推進を行うものとする。また、それぞれの排出量等に関する数値管理については、上記同部局、または各拠点、若しくは両部局で行う等、各会員企業の組織組成の実態に合わせて体制づくりを行う。

2. 役職員教育

役員及び従業員に対し温室効果ガスや廃棄物の排出が環境や経済に与える影響についての教育を実施するとともに、「環境問題」についての取り組み推進に向けた啓発を行う。

3. マネジメントシステム

環境問題対応を体系的に行うにあたり、組織体制を明確にし、排出量削減のための計画や実行、定量数値の収集、記録、報告が継続的に実施できるよう体制づくりを行う。

また、エコアクション 21 の取り組みや ISO14001 等の環境マネジメントシステム導入も有効である。

4. 情報開示

当協会会員企業に於いては、当協会が年 1 回実施する環境数値収集に対し定められた書式を使用し、サステナビリティ研究会 環境問題分科会への報告を実施する。

また、ホームページや環境報告書等を用いて自社の環境数値や削減への取り組みを開示することも検討する。

加えて、会員企業間で、自社の環境対応に関する情報について、自社の利益に反しない範囲で開示、共有し、各種課題解決に向けて協業することも視野に入れる。

IV 業界活動

1. 会議体設置

当協会内では、環境問題対応に関する会議体（サステナビリティ研究会 環境問題分科会 等）を設置し、課題解決のための会議や情報交換を行う。また、上記会議体では、次項等について討議し、加工食品卸売業としての環境問題対応の方針、地球温暖化対策、及び廃棄物対策等に関する実績数値の集計、分析を行う。

2. 相互協力

当協会会員企業間では、当協会の会議体等に於いて、自社の環境対応に関する情報について、非協力領域の情報を自社の利益に反しない範囲で開示、共有することを目指すものとする。

また、環境対応を進めるに当たっては、加工食品卸売業内での活動に留まらず、食品サプライチェーンの他業種である製造業、小売業等とも可能な限り対話、協業を行うよう努める。

3. 渉外活動

当協会は、環境問題対応に関する行政からの要望（法的規制を除く）については、可能な限り対応するものとする。

当協会は環境問題対応については、可能な限り他業界との情報共有を図るものとする。

以 上

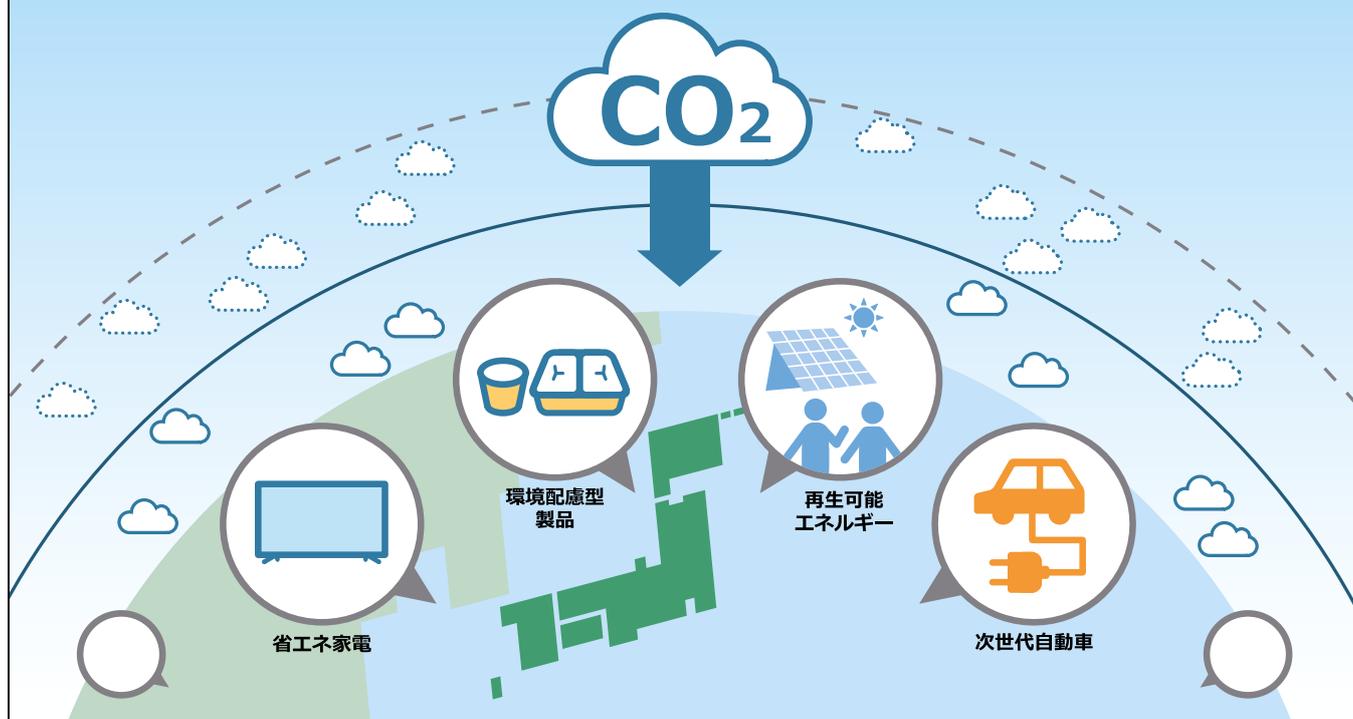
低炭素社会実行計画

—産業界の地球温暖化対策—



低炭素社会実行計画とは

CO₂の排出削減を目的とした、日本の産業界による地球温暖化対策の自主的取組です。低炭素社会実行計画を策定している業界団体は、取組の透明性や信頼性を向上させるために、毎年度4つの柱に沿ってPDCAサイクルを回しています。



◇ 産業界の自主的な取組による貢献

低炭素社会実行計画では、国内での事業活動に伴い排出されるCO₂の量を削減するために、利用可能な最善の技術（BAT：Best Available Technology）を最大限導入することを目指すほか、積極的な省エネ努力の実施や再生可能エネルギーの導入などを進めています。

また、製品やサービスの製造段階だけでなく、使用や

廃棄の段階も含むバリューチェーン全体を通じたCO₂排出削減にも取組んでいます。こうした低炭素製品・サービスを国際的に普及・展開することで、地球規模でのCO₂排出削減に貢献しています。

さらに、革新的技術開発を進めることで長期的なCO₂排出削減への貢献も目指しています。

◇ 政府の役割

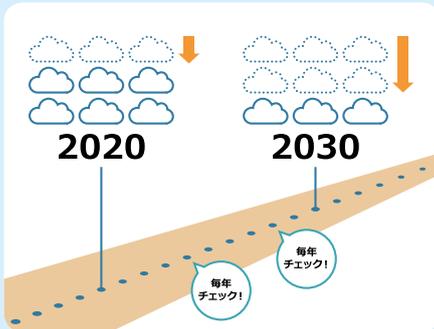
政府は、地球温暖化対策計画において、低炭素社会実行計画を産業界における対策の中心的役割として位置付けています。政府の審議会などを通じて、厳格かつ定期的な評価・検証を実施しています。



01

国内の事業活動における 2020年・2030年の削減目標

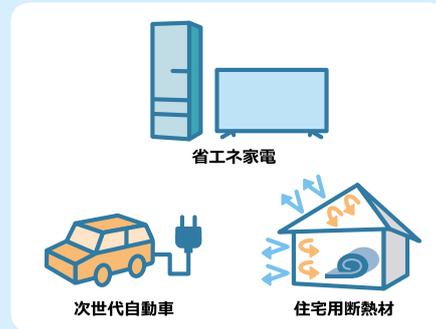
各業界団体から報告された実績や要因分析を踏まえて取組状況のレビューを行い、目標に対する進捗を確認し、次年度に向けた課題や目標見直しの余地などを点検しています。



02

低炭素製品・サービスによる 他部門での削減貢献

国内の事業活動でのCO₂排出削減に加えて、製品やサービスの製造段階だけでなく、使用や廃棄も含むバリューチェーン全体のCO₂排出削減への貢献を点検しています。



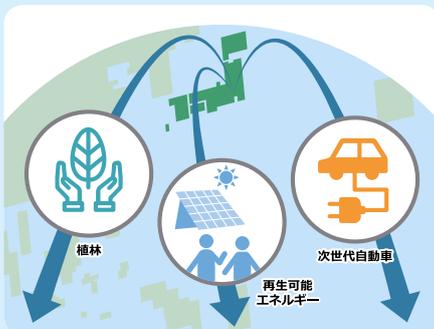
4つの柱

政府は、4つの柱に沿って
毎年度フォローアップを
行っています。

03

海外での削減貢献

国内の事業活動でのCO₂排出削減に加えて、低炭素製品・サービスの国際的な普及・展開、途上国への技術移転や国際的な連携活動などを点検しています。



04

革新的技術の開発・導入

2030年以降も見据えた中長期的なCO₂排出削減を実現するために、大規模なCO₂排出削減を可能とする革新的な技術の開発・導入状況を点検しています。



◇ 策定の経緯

産業界は、1997年に経団連環境自主行動計画を策定して以降、地球温暖化対策の取組を自主的・継続的に実施してきました。2013年からは経団連低炭素社会実行計画に移行し、産業界のさらなる挑戦を示して、引き続き毎年着実に取組を進めています。さらに、2015年には2030年に向けた低炭素社会実行計画フェーズⅡが発表され、自主的な取組によるCO₂排出削減への挑戦が継続されています。

- 1997 ○ 経団連が経団連環境自主行動計画を発表、政府は関連審議会でのフォローアップの実施を決定
- COP3で京都議定書を採択
- 2005 ○ 政府が京都議定書目標達成計画を策定、自主行動計画を産業界の対策の中心的対策と位置付け
- 2009 ○ 経団連が低炭素社会実行計画の基本方針を公表、2013年以降の計画策定を開始
- 2013 ○ 自主行動計画から低炭素社会実行計画に移行
- 2014 ○ 政府が自主行動計画の総括的な評価をとりまとめ
- 2015 ○ 経団連が低炭素社会実行計画フェーズⅡを発表、2030年の目標を設定
- 政府が2030年の排出削減目標を設定
- 2016 ○ 政府が地球温暖化対策計画を策定、低炭素社会実行計画を産業界の中心的取組として位置付け
- パリ協定が発効
- 2019 ○ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を策定

◇ 参加業界

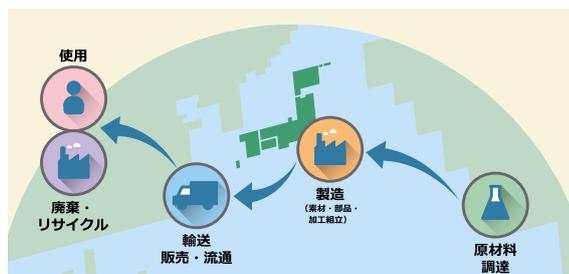
鉄鋼・化学・製紙・セメント・自動車・電子機器などの産業部門、小売り・ショッピングセンター・百貨店などの業務部門、鉄道・航空・船舶などの運輸部門、電気・ガスなどのエネルギー転換部門の4部門において、計115の業界団体が低炭素社会実行計画を策定しています。(2020年2月末時点)



所管官庁 警察庁、金融庁、総務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

グローバルバリューチェーンを通じたCO₂排出削減への貢献

製品の製造段階だけでなく、原材料調達や輸送、使用段階なども含むバリューチェーン全体を通じてCO₂の排出を削減し、地球温暖化対策に貢献していくことを目指しています。CO₂削減に資する環境性能に優れた低炭素製品やサービスを国内外に普及することは、産業界における重要な地球温暖化対策のあり方です。産業界が自らの強みを認識し、CO₂排出削減に向けてさらなる貢献を果たしていくためには、定量的な評価を実施して、貢献を「見える化」することが重要です。



バリューチェーンのイメージ図



定量化に関する資料はこちらをご覧ください
 温室効果ガス削減貢献定量化ガイドライン
 (経済産業省 2018年3月)



お問い合わせ先 | 経済産業省 産業技術環境局 環境経済室
 TEL: 03-3501-1770 FAX: 03-3501-7697



令和2年3月作成